

## ○東京藝術大学チューター実施要項

〔平成27年7月16日〕  
学 長 裁 定

改正 令和元年7月18日

### (目的)

第1条 この要項は、本学大学院の学生に対し、教育的配慮の下に留学生及び海外留学希望者を対象とした教育補助、指導助言及び学生相談の業務（以下「教育補助等業務」という。）を行わせ、これに対する手当支給により学生の処遇の改善に資するとともに、学生支援体制の充実及び指導者・表現者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 前条の教育補助等業務を行う学生の名称は、チューター（以下「TU」という。）とする。

### (所属)

第3条 TUの所属は、東京藝術大学グローバルサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）とする。

### (委嘱及び資格)

第4条 TUの委嘱内容及び資格は、別表のとおりとする。

### (募集・選考)

第5条 TUの公募及び選考は、サポートセンターにおいて行う。

### (申請)

第6条 TUを希望する大学院の学生は、指導教員及び当該研究科長の推薦を受けてサポートセンター長に申請を行うものとする。

### (選考)

第7条 TUの選考は、サポートセンター国際戦略委員会（以下「国際戦略委員会」という。）の審議を経て、サポートセンター長が行うものとする。

### (選考基準)

第8条 国際戦略委員会は、TUを希望する学生の研究内容及び研究・授業等に支障が生じないように配慮して次の各号に掲げる基準により、選考を行うものとする。

(1) 本人の学業成績が優秀であること

(2) 教育補助等業務に従事させることにより、大学教育及び学生支援の充実が期待されるものであること

2 前項に掲げるもののほか、サポートセンターにおいて必要な基準は別に定めることができる。

### (委嘱期間)

第9条 TUの委嘱期間は、当該会計年度を超えない範囲内とする。

### (委嘱手続及び手当等)

第10条 TUの委嘱手続及び手当等については、別に定めるものとする。

### (終了報告)

第11条 教育補助等業務を終了したTUは、教育補助等業務を担当した事により得られた成果を、指導教員を通じて研究科長及びサポートセンター長に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、TUの実施に関して必要な事項は、サポートセンター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年7月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年7月18日から施行する。

#### 別表

区 分	委 嘱 内 容	資 格
留学生支援	本学の正課生・研究生・交換留学生のうち本学入学後1年未満の私費・国費留学生（在留資格が「留学」の者に限る。）に対し、指導教員の指導の下に教育補助、正課外の諸活動及び生活支援における指導・助言業務	支援対象となる留学生と同じ専攻分野に所属する大学院の学生であり、留学生の教育・生活相談にあたることができる者
留学支援	海外留学を希望する本学学生に対する支援に関する業務	留学経験者等、過去に海外生活経験があり、留学希望者の留学・生活相談にあたることができる者
日本語授業支援	本学が開設する留学生を対象とした日本語教育の授業の補助業務	日本語授業に対する補助業務に積極的に取り組める者